

一関労働基準監督署発表  
令和6年3月15日(金)

【照会先】一関労働基準監督署  
署長 鈴木 賢治  
○監督・安衛課長 河野 麻子  
電話 0191-23-4611

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～原木の積卸し作業において、貨物自動車の最大積載量を超えて使用した疑い～

一関労働基準監督署（署長 鈴木 賢治）は、本日、法人及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで盛岡地方検察庁一関支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和5年11月24日、最大積載量が7,000キログラムである貨物自動車を用いて荷の運搬作業を行うにあたり、その能力を超えた合計約8,325キログラムの原木を載せて運搬作業を行わせ、もって、機械による危険を防止するための必要な措置を講じなかったもの。

### 1 被疑者

(1) 有限会社千葉製材所

所在地：岩手県西磐井郡平泉町

事業内容：製材業

(2) 代表取締役 A

### 2 違反条文

被疑者有限会社千葉製材所、代表取締役Aともに、

労働安全衛生法違反

同法 第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第151条の66（使用の制限）

同法 第119条第1号（罰則）

同法 第122条（両罰規定）

### 3 災害の概要

被疑会社は、令和5年11月24日、引き取った原木を自社貯木場まで運搬する作業を行うにあたり、貯木場到着後に荷卸しのため、労働者X（被災者）が原木を固定していたラッシングベルトを外したところ、原木1本が被災者に落下し、その後死亡するという労働災害が発生したものの。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、貨物自動車をはじめとする車両系荷役運搬機械について、横転、荷の崩壊等の危険を防止するため、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならないと規定されていますが、災害発生当時、貨物自動車の最大積載量を超えて使用していた疑いがあるものです。

## 関連条文一覧

### ○労働安全衛生法（昭和47年 法律第57号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

**第20条** 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械」という。）による危険
- 二 （略）
- 三 （略）

（罰則）

**第119条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、（中略）の規定に違反した者
- 二 （略）
- 三 （略）

（両罰規定）

**第122条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### ○労働安全衛生規則（昭和47年 労働省令第32号）（抄）

（使用の制限）

**第151条の66** 事業者は、貨物自動車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。